

# おくやみハンドブック

日光市

## 【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンや PC で簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きが確認できる「おくやみ手続きナビ」も是非ご利用ください。



# ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

日光市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。  
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

日光市役所 0288-22-1111（代表）

## 事前準備について

日光市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

### STEP 1

#### 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」  
をご確認ください。



### STEP 2

#### 委任状について

相続人が来庁できない場合は、委任状が必要です。



### STEP 3

#### 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続き  
ページをご覧ください。



### STEP 4

#### ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、日光市役所へお越しください。

ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続き  
が確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」もご活用ください。

URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/9206>



## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なります。7ページ以降を参考に用意してください。

※相続人でない方や成年後見人が請求行為を行う場合は、委任状や登記事項証明書（原本）が必要となります。

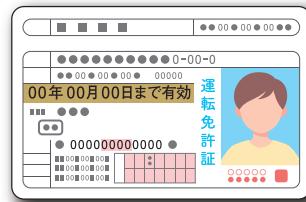
## 本人確認書類について

1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、  
パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など

## 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、  
介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、  
学生証 など



※健康保険などの「資格情報のお知らせ」は確認書類にはなりません。

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

MEMO

## 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○公共料金などの手続き (43 ページ参照)</li> </ul>	
4か月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺言書の調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人の調査・確定</li> <li>○相続財産の調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	(44 ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (44 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告・納付 (44 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

日光市で必要な手続きについては 7 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

## 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	戸籍（除籍）謄本の取得	P.8
	<input type="checkbox"/>	住民票、除かれた住民票（除票）の取得	P.9
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた	P.10 P.11
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入していた（その方によって生計維持されていた遺族がいる）	P.11
	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	P.12
医療・国保	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	介護保険の負担割合証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証を持っていた	P.15
高齢者福祉	<input type="checkbox"/>	介護手当を受給していた（要介護者が亡くなられた）	
	<input type="checkbox"/>	介護手当を受給していた（介護者が亡くなられた）	
	<input type="checkbox"/>	紙おむつ給付券を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置を利用していた	P.16

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト

(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
子育て	<input type="checkbox"/>	子どもが保育園・幼稚園に入所している	P.17
	<input type="checkbox"/>	子どもが放課後児童クラブに入所している	
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給している	P.18
	<input type="checkbox"/>	こども医療費受給資格者証を持っている	
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭になった	P.19
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費受給資格者証を持っている	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給している	P.20
	<input type="checkbox"/>	遺児手当を受けている	P.21
	<input type="checkbox"/>	医療費助成を受けている（育成医療・養育医療）	
	<input type="checkbox"/>	妊産婦医療費受給資格者証を持っていた	P.22
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	母子父子寡婦福祉資金を借りていた	
	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者医療費受給者証をもっていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を持っていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に加入していた	
その他	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者介護手当を受給していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	指定難病等患者見舞金を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	思いやり駐車スペース利用証を持っていた	P.29

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
税金	<input type="checkbox"/>	固定資産税が課されていた	P.30
不動産	<input type="checkbox"/>	土地・登記済家屋を所有していた	P.31
	<input type="checkbox"/>	未登記の家屋を所有していた	
動産	<input type="checkbox"/>	普通自動車を持っていた	P.32
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	原付バイクを持っていた	P.33
	<input type="checkbox"/>	126～250cc のバイク（軽二輪）を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	250cc 超のバイク（小型二輪）を持っていた	P.34
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.35
暮らし	<input type="checkbox"/>	農業を営んでいた、または農地を所有していた	P.36
	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入、または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	農地の貸し借りや農作業仲介委託の申し込みをしていた	
	<input type="checkbox"/>	農業再生協議会を介して国の交付金を受給していた	P.37
	<input type="checkbox"/>	防災ラジオ（戸別受信機）の無償貸与を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	市から土地を借りていた	P.38
	<input type="checkbox"/>	上下水道の使用をやめる、または使用者名義を変更する	
	<input type="checkbox"/>	トイレの汲み取りをしていた（浄化槽を除く）	
	<input type="checkbox"/>	雑排水やトイレの汚水処理で浄化槽を使用していた	P.39
住市 宅営	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	P.40

## 1. 住民登録に関する手続き

### マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

#### 手続き マイナンバーカードなどの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードなどは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。 ※今後の手続きにおいて、個人番号が必要になる場合がありますので、手続き終了後にカードを破棄、または返納してください。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 返納を希望する場合、マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カード	市民課 市民係 ☎ 0288-21-5111

### 印鑑登録をしていた

#### 手続き 印鑑登録証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 返却を希望する場合、亡くなられた方の印鑑登録証	市民課 市民係 ☎ 0288-21-5111

## 戸籍（除籍）謄本の取得

### 手続き 戸籍（除籍）謄本の取得

手続き詳細	期 限
<p>○市民課、行政センター、地区センター、出張所の窓口で請求ができます。</p> <p>※本籍地が日光市で、日光市に死亡届出をした場合、亡くなられたことが記載されるまで7営業日程度かかります。</p> <p>○本籍が他市の場合で、①または②に該当する場合は、日光市の窓口で戸籍謄本を請求できる場合があります。(抄本は対象外)</p>	なし
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>遺族のもの</b></p> <p>本人確認書類(2ページに説明あり)</p> <p>※亡くなられた方との関係性が確認できる戸籍が必要な場合があります。</p>	<p>市民課 市民係 ☎ 0288-21-5111</p>

MEMO

# 1. 住民登録に関する手続き

## 住民票、除かれた住民票（除票）の取得

### 手続き 住民票、除かれた住民票（除票）の取得

手続き詳細	期 限
○市民課、行政センター、地区センターなどの窓口で請求ができます。 ※死亡届を日光市以外に提出した場合、亡くなられたことが記載されるまで、2週間以上かかることがあります。 ※除票には、マイナンバーは記載できません。	なし
手続き可能な人	
	相続人など
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 本人確認書類（2ページに説明あり） ※亡くなられた方との関係性が確認できる戸籍が必要な場合があります。	市民課 市民係 ☎ 0288-21-5111

..... MEMO .....

## 2. 年金に関する手続き

### 国民年金に加入していた

(老齢基礎年金または、障害基礎年金を受給している場合を除く)

#### 手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が死亡日の前日までに3年以上国民年金被保険者であるとき、遺族が受け取ることができます。	死亡から2年以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	今市年金事務所 ☎ 0288-88-0082
<b>遺族のもの</b> 請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	

### 国民年金に加入していた(その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる) (老齢基礎年金または、障害基礎年金を受給している場合を除く)

#### 手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた子どもを持つ配偶者や、お子さんのうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。	死亡から5年以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	今市年金事務所 ☎ 0288-88-0082
<b>遺族のもの</b> 請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	

## 2. 年金に関する手続き

### 国民年金に加入していた（結婚してから10年以上たっている妻がいる） (老齢基礎年金または、障害基礎年金を受給している場合を除く)

#### 手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、10年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受け取ることができるものです。	死亡から5年以内
	手続き可能な人 継続した婚姻期間が 10年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	今市年金事務所 ☎ 0288-88-0082
<b>遺族のもの</b> 請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	

### 厚生年金に加入していた（その方によって生計維持されていた遺族がいる）

#### 手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受け取ることができます。	支給事由が生じた日の 翌日から5年
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	今市年金事務所 ☎ 0288-88-0082
<b>遺族のもの</b> 請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	

## 年金を受給していた

### 手続き 未支給年金の請求 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	死亡から5年以内
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b> 請求に必要な持ち物は、年金事務所または、保険年金課へ確認ください</p> <p><b>遺族のもの</b> 請求に必要な持ち物は、年金事務所または、保険年金課へ確認ください</p>	<p>今市年金事務所 ☎ 0288-88-0082</p> <p>保険年金課 医療給付・年金係 ☎ 0288-21-5110</p>

MEMO

### 3. 医療・国保に関する手続き

#### 国民健康保険に加入していた

##### 手続き 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<b>故人のもの</b> 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ	葬儀を行った人
<b>遺族のもの</b> 葬儀を行った方が確認できるもの (会葬礼状、領収書、埋火葬許可証など) 葬儀を行った方の口座番号確認書類	保険年金課 医療給付・年金係 ☎ 0288-21-5110

#### 後期高齢者医療制度に加入していた

##### 手続き 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<b>故人のもの</b> 後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ	葬儀を行った人
<b>遺族のもの</b> 葬儀を行った方が確認できるもの (会葬礼状、領収書、埋火葬許可証など) 葬儀を行った方の口座番号確認書類	保険年金課 医療給付・年金係 ☎ 0288-21-5110

## 4. 介護保険に関する手続き

### 介護保険被保険者証を持っていた

#### 手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、市役所または行政センターの窓口で返却していただく必要があります。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 介護保険被保険者証	高齢福祉課 ☎ 0288-21-5100
<b>遺族のもの</b> 印鑑	

### 介護保険の負担割合証を持っていた

#### 手続き 介護保険負担割合証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 介護保険負担割合証	高齢福祉課 ☎ 0288-21-5100

..... MEMO .....

## 4. 介護保険に関する手続き

### 介護保険負担限度額認定証を持っていた

#### 手続き 介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 介護保険負担限度額認定証	高齢福祉課 ☎ 0288-21-5100

## 5. 高齢者福祉に関する手続き

### 介護手当を受給していた（要介護者が亡くなられた）

#### 手続き ねたきり在宅者等介護手当受給資格喪失届の手続き

手続き詳細	期 限
ねたきり在宅者等介護手当受給資格喪失届について、市役所または行政センターの窓口で手続きしてください。	なし
	手続き可能な人
	介護者
必要なもの	問い合わせ先
	高齢福祉課 高齢福祉係 ☎ 0288-21-5100

..... MEMO .....

## 5. 高齢者福祉に関する手続き

### 介護手当を受給していた（介護者が亡くなられた）

#### 手続き 新たに、介護者の選任手続き

手続き詳細	期 限
介護者の選任が必要になりますので、高齢福祉課へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	今後介護者となる方またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	高齢福祉課 高齢福祉係 ☎ 0288-21-5100

### 紙おむつ給付券を受給していた

#### 手続き 紙おむつ給付券の返却

手続き詳細	期 限
紙おむつ給付券について、市役所または行政センターの窓口に返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 日光市紙おむつ給付券	高齢福祉課 高齢福祉係 ☎ 0288-21-5100

### 緊急通報装置を利用していた

#### 手続き 緊急通報装置機器の返却

手続き詳細	期 限
緊急通報装置機器（固定型：本体・ペンダント、携帯型：本体・充電器）について、市役所または行政センターの窓口に返却してください。	死亡から1か月以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 緊急通報装置機器	高齢福祉課 高齢福祉係 ☎ 0288-21-5100

## 6. 子育てに関する手続き

### 子どもが保育園・幼稚園に入所している

#### 手続き 保育所などの手続き

手続き詳細	期 限
保育園・幼稚園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 本人確認書類 マイナンバー確認書類 印鑑	保育課 保育係 0288-21-5186

### 子どもが放課後児童クラブに入所している

#### 手続き 放課後児童クラブの手続き

手続き詳細	期 限
放課後児童クラブに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
手続き可能な人	
利用している児童クラブにて変更届を提出してください。	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	保育課 保育環境係 0288-21-5186

## 児童手当を受給している

### 手続き 児童手当の受給者変更などの手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。 未支払いがある場合、対象児童（年長の児童）に支払います。 児童が亡くなられた場合、職権での消滅または減額となりますので、手続きは不要です。	受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内  手続き可能な人  今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 本人確認書類 マイナンバー確認書類 新しい受給者の振込口座情報がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど） ※未支払いがある場合、対象児童（年長の児童）の振込口座情報がわかるものもお持ちください	子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎ 0288-21-5101

## こども医療費受給資格者証を持っている

### 手続き 受給資格者変更手続きなど

手続き詳細	期 限
受給資格者（保護者）が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給資格者として変更手続きをしてください。 お子様が亡くなられた場合、死亡日をもって資格喪失となります。	なるべくすみやかに 医療費助成申請は診療月から1年以内  手続き可能な人  ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
お子様の健康保険情報がわかるもの（資格確認書、マイナ保険証など）	子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎ 0288-21-5101

## 6. 子育てに関する手続き

### ひとり親家庭になった

#### 手続き 児童扶養手当・ひとり親家庭医療費などの受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭になり、かつ養育している児童が満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。  また、ひとり親家庭医療費（児童が満18歳の年度末まで）、遺児手当（児童が義務教育終了まで）の申請をすることができます。それぞれ所得制限がありますので、窓口でご確認ください。	なるべくすみやかに
必要なもの	問い合わせ先
子ども家庭支援課までお問い合わせください	子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎ 0288-21-5101

### ひとり親家庭医療費受給資格者証を持っている

#### 手続き ひとり親家庭医療費受給資格者証の返還

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給資格者証をお持ちの方が亡くなられた場合、受給資格者証の返還が必要です。  死亡日までの医療費の助成申請ができます。  今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができる場合がありますので、事前にお問い合わせください。	なるべくすみやかに 医療費助成申請は診療月から1年以内
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ひとり親家庭医療費受給資格者証	子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎ 0288-21-5101

## 児童扶養手当を受給している

### 手続き① 児童扶養手当の資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、受給者死亡届の提出が必要です。未支払がある場合、対象児童（年長の児童）に支払います。 児童が亡くなられた場合、職権での資格喪失または減額となりますので、手続きは不要です。	なるべくすみやかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 児童扶養手当証書	子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎ 0288-21-5101
<b>遺族のもの</b> 児童の振込口座情報がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	

### 手続き② 児童扶養手当の受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。 また、申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	なるべくすみやかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
子ども家庭支援課までお問い合わせください	子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎ 0288-21-5101

## 6. 子育てに関する手続き

### 遺児手当を受けている

#### 手続き 受給者死亡届など

手続き詳細	期 限
遺児手当の受給者が亡くなられた場合、受給者死亡届の提出が必要です。未支払がある場合、対象児童（年長の児童）に支払います。 今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することが出来る場合がありますので、事前にお問い合わせください。	なるべくすみやかに
必要なもの	問い合わせ先
本人確認書類 児童の振込口座情報がわかるもの（通帳・キャッシュカードなど）	子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎ 0288-21-5101

### 医療費助成を受けている（育成医療・養育医療）

#### 手続き 受給者変更手続きなど

手続き詳細	期 限
自立支援医療受給者証（育成医療）、養育医療券をお持ちの方（保護者）が亡くなられた場合、受給者変更の手続きが必要です。 助成対象のお子様が亡くなられた場合、死亡日をもって資格喪失となります。（手続きは不要です）	なるべくすみやかに
必要なもの	問い合わせ先
自立支援医療受給者証（育成医療）、養育医療券	子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎ 0288-21-5101

## 妊産婦医療費受給資格者証を持っていた

### 手続き 受給資格者証の返還

手続き詳細	期 限
妊産婦医療費受給資格者証をお持ちの方が亡くなられた場合、受給資格者証を返還してください。 死亡日までの医療費の助成申請ができます。 流産・死産された場合は、その翌月末で資格喪失となります。	なるべくすみやかに 医療費助成申請は受診月 から1年以内
必要なもの	手続き可能な人
妊産婦医療費受給資格者証	ご遺族

## 母子父子寡婦福祉資金を借りていた

### 手続き 母子父子寡婦福祉資金の手続き

手続き詳細	期 限
故人が母子父子寡婦福祉資金の借入関係者（借受人、連帯借受人、連帯保証人）であった場合は、届出が必要です。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
手続きの内容により、手続きに必要なものが変わりますので、必ず事前にお問い合わせください。	借受人、連帯借受人、 連帯保証人など

## 7. 障がい福祉に関する手続き

### 身体障害者手帳を持っていた

#### 手続き 身体障害者手帳の返却

手続き詳細	期 限
身体障害者手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 身体障害者手帳	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0288-21-5174

### 療育手帳を持っていた

#### 手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳について、市役所の窓口で返還していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 療育手帳	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0288-21-5174

## 精神障害者保健福祉手帳を持っていた

### 手続き 精神障害者保健福祉手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、返却していただく必要があります。	すみやかに
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 精神障害者保健福祉手帳	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0288-21-5174

## 特別障害者手当を受給していた

### 手続き 特別障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書・相続人代表者届

手続き詳細	期 限
特別障害者手当手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、相続人代表者が受取ることができます。	すみやかに
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 口座番号確認書類（通帳など） 印鑑	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0288-21-5174

## 7. 障がい福祉に関する手続き

### 障害児福祉手当を受給していた

#### 手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、相続人代表者が受け取ることができます。	すみやかに
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 口座番号確認書類（通帳など） 印鑑	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0288-21-5174

### 特別児童扶養手当を受給していた

#### 手続き① 特別児童扶養手当の変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当の請求や受給者を変更する場合は手続きが必要です。	すみやかに
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 個別にご相談ください。 <b>遺族のもの</b> 口座番号確認書類（通帳など）	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0288-21-5174

## 手続き② 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
対象児童が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	すみやかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
個別にご相談ください。	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0288-21-5174

## 重度心身障がい者医療費受給者証をもっていた

### 手続き 重度心身障がい者医療費受給資格証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。なお、未払いの手当がある場合は、相続人代表者が受取ることができます。	すみやかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 重度心身障がい者医療費受給資格証 <b>遺族のもの</b> 口座番号確認書類（通帳など） 印鑑	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0288-21-5174

## 7. 障がい福祉に関する手続き

### 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を持っていた

#### 手続き **自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）の返却**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用できなくなります。	すみやかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を返却してください。	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 自立支援医療受給者証	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0288-21-5174

### 心身障害者扶養共済制度に加入していた

#### 手続き **心身障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求**

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族（加入者）
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 個別にご相談ください	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0288-21-5174

## 重度心身障がい者介護手当を受給していた

### 手続き 介護手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期 限
介護を必要とする方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。	すみやかに
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0288-21-5174

## 指定難病等患者見舞金を受給していた

### 手続き 指定難病等患者見舞金の喪失届・相続人代表者指定届

手続き詳細	期 限
指定難病等患者見舞金を取得していた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未支給の見舞金がある場合は、相続人代表者が受け取ることができます。	すみやかに
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 相続人代表者の口座確認書類（通帳など） 印鑑	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0288-21-5174

## 7. 障がい福祉に関する手続き

### 思いやり駐車スペース利用証を持っていた

#### 手続き 思いやり駐車スペース利用証の返却

手続き詳細	期 限
思いやり駐車スペース利用証返却届 対象者の死亡に伴い、利用証の返却をしていただく手続きです。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 思いやり駐車スペース利用証	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0288-21-5174

..... MEMO .....

## 8. 税金に関する手続き

### 固定資産税が課されていた

#### 手続き 固定資産税の相続人代表者の指定届出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち1名を代表者として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	概ね3か月
※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	手続き可能な人
※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課 資産税係 ☎ 0288-21-5114

#### MEMO

## 9. 不動産に関する手続き

### 土地・登記済家屋を所有していた

#### 手続き 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義などが変更になる場合には、法務局で不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
宇都宮地方法務局日光支局へお問い合わせください。	宇都宮地方法務局 日光支局 ☎ 0288-21-0309

### 未登記の家屋を所有していた

#### 手続き 家屋課税台帳名義人変更願

手続き詳細	期 限
相続により未登記家屋の所有者の名義などが変更になる場合には、市役所で名義変更の手続きをする必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	概ね3か月
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 相続する方の実印及び印鑑登録証明書（写し可） 遺産分割協議書の写し（相続人が複数いる場合） 被相続人と相続人の関係がわかる書類 （被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本または法定相続情報一覧図）	税務課 資産税係 ☎ 0288-21-5114

## 10. 動産に関する手続き

### 普通自動車を持っていた

#### 手続き 普通自動車の名義変更または廃車の手続き

手続き詳細	期 限
普通乗用車の所有者が亡くなられたときは、名義変更や廃車の手続きが必要です。 詳しくは栃木運輸支局へお問い合わせください。	栃木運輸支局へお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
詳しくは栃木運輸支局へお問い合わせください。	栃木運輸支局 ☎ 050-5540-2019

### 軽自動車を持っていた

#### 手続き 軽自動車の名義変更または廃車の手続き

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられたときは、名義変更や廃車の手続きが必要です。 詳しくは軽自動車検査協会へお問い合わせください。	名義変更是3月31日までに 廃車は4月1日までに
必要なもの	問い合わせ先
詳しくは軽自動車検査協会へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 栃木事務所 ☎ 050-3816-3107

## 10. 動産に関する手続き

### 原付バイクを持っていた

#### 手続き 原付バイクの名義変更または廃車の手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられたときは、名義変更や廃車の手続きが必要です。	名義変更は3月31日までに 廃車は4月1日までに
必要なもの	手続き可能な人
<b>故人のもの</b> 標識交付証明書 ナンバープレート  <b>遺族のもの</b> 本人確認書類	相続人またはご遺族

### 126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた

#### 手続き 軽二輪の名義変更または廃車の手続き

手続き詳細	期 限
軽二輪の所有者が亡くなられたときは、名義変更や廃車の手続きが必要です。  詳しくは栃木運輸支局へお問い合わせください。	名義変更は3月31日までに 廃車は4月1日までに
必要なもの	手続き可能な人
詳しくは栃木運輸支局へお問い合わせください。	ご遺族

## 250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた

### 手続き 小型二輪車の名義変更または廃車の手続き

手続き詳細	期 限
小型二輪の所有者が亡くなられたときは、名義変更や廃車の手続きが必要です。 詳しくは栃木運輸支局へお問い合わせください。	名義変更は3月31日までに 廃車は4月1日までに
手続き可能な人	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
詳しくは栃木運輸支局へお問い合わせください。	栃木運輸支局 ☎ 050-5540-2019

## 小型特殊自動車を持っていた

### 手続き 小型特殊自動車の名義変更または廃車の手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられたときは、名義変更や廃車の手続きが必要です。	名義変更は3月31日までに 廃車は4月1日までに
手続き可能な人	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 標識交付証明書 ナンバープレート	税務課 市民税係 ☎ 0288-21-5113
<b>遺族のもの</b> 本人確認書類	

## 11. 暮らしに関する手続き

### 犬を飼っていた

#### 手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主が死亡して30日以内
手続き可能な人	
	新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 犬鑑札	生活安全課 くらし安心係 ☎ 0288-21-5112

### 農業を営んでいた、または農地を所有していた

#### 手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出

手続き詳細	期 限
農地の権利を相続などにより取得した場合に届出が必要です。 (法務局で所有権移転登記が完了後に届出)	農地の相続を受けた日から 概ね10か月以内
手続き可能な人	
	農地を相続した人
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 登記完了証など	農業委員会事務局 ☎ 0288-21-5173

## 農業者年金に加入、または受給していた

### 手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたときは、遺族は「農業者年金死亡関係届出書」の提出が必要です。 住所地のJA（提出）を経由して年金基金へ提出されます。	死亡日を明らかにできる市町村長の証明書を添付して10日以内
手続き可能な人	相続人または遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 住所地のJAにお問い合わせください ※死亡日が確認できる住民票の写しまたは除籍抄本など	住所地の JA JA かみつが日光中央支店 ☎ 0288-22-0251

## 農地の貸し借りや農作業仲介委託の申し込みをしていた

### 手続き 契約変更手続きなど

手続き詳細	期 限
名義人・口座などの変更手続きが必要です。 ※契約内容によっては、手続き不要の場合もあります。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	すみやかに
手続き可能な人	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 相続人またはご遺族の金融機関通帳（コピー可）、届出印	農業公社 ☎ 0288-22-7770

## 11.暮らしに関する手続き

### 農業再生協議会を介して国の交付金を受給していた

#### 手続き 名義など変更手続きなど

手続き詳細	期 限
詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	農業再生協議会 ☎ 0288-30-3050

### 防災ラジオ（戸別受信機）の無償貸与を受けていた

#### 手続き 防災ラジオ（戸別受信機）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が防災ラジオ（戸別受信機）の無償貸与を受けていた場合、返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 防災ラジオ（戸別受信機）	総務課防災対策係 ☎ 0288-21-5166

## 市から土地を借りていた

### 手続き 借りている土地の契約の更新または返却

手続き詳細	期 限
市から土地を借りている方が亡くなられた場合、契約の更新手続きが必要です。 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	すみやかに 手続き可能な人 相続人など
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 本人確認書類 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	資産経営課（今市地域） ☎ 0288-21-5132 日光行政センター ☎ 0288-54-1112 藤原行政センター ☎ 0288-76-4100 足尾行政センター ☎ 0288-93-3115 栗山行政センター ☎ 0288-97-1112

## 上下水道の使用をやめる、または使用者名義を変更する

### 手続き 上下水道使用の手続き

手続き詳細	期 限
休・停止、名義変更は電話でできます。振替口座の手続きはお問い合わせをお願いします。	口座変更の約1か月半前 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 水栓番号がわかるものがあると時間短縮できます。 <b>遺族のもの</b> 口座変更の場合、通帳と届出印	水道課 ☎ 0288-21-4532

## 11. 暮らしに関する手続き

### トイレの汲み取りをしていた（浄化槽を除く）

#### 手続き し尿汲取の廃止や使用者名・振替口座の変更

手続き詳細	期 限
し尿の汲み取りが不要になった場合は、し尿汲取廃止の手続きが必要です。また、引き続き汲み取りをするが、故人の名義で、し尿汲取の使用者登録や口座振替をしていた場合は、変更の手続きが必要です。	すみやかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 【振替口座の変更をする場合】 新しい振替口座の通帳と届出印	資源循環推進課 廃棄物施設係 ☎ 0288-21-5138

### 雑排水やトイレの汚水処理で浄化槽を使用していた

#### 手続き 浄化槽管理者変更報告書の手続きなど

手続き詳細	期 限
状況ごとに必要となる手続きがありますので下水道課までお問い合わせください。	すみやかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> なし <b>遺族のもの</b> 担当窓口までお問い合わせください。	下水道課 下水道管理係 ☎ 0288-21-5150

## 12. 市営住宅に関する手続き

### 市営住宅に住んでいた

#### 手続き

- ・承継入居手続き
- ・退去手続き

手続き詳細	期 限
以下の手続きなどが必要になりますので、市営住宅を管理している各担当部署へご来庁ください。 ・死亡された方が名義人の場合で、現在の同居人が引き続き市営住宅での生活を希望する際には、承継入居手続きが必要になります。 ・現在の同居人が市営住宅からの退去を希望した場合や死亡された方が単身世帯の場合には、退去手続きが必要になります。 ・死亡された方が同居人の場合は、家賃の再計算を行いますので報告が必要になります。	すみやかに  手続き可能な人
故人のもの なし 遺族のもの 必要な持ち物は、手続き内容によって変わりますので、担当部署にて、ご相談ください。	・同居者 ・親族 ・身元引受人 など
建築住宅課（今市地域） ☎ 0288-21-5164 日光行政センター ☎ 0288-54-1114 藤原行政センター ☎ 0288-76-4107 足尾行政センター ☎ 0288-93-3117 栗山行政センター ☎ 0288-97-1133	問い合わせ先

MEMO

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p><b>【必要なもの】</b>            遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p><b>【手続き先】</b>            お近くの年金事務所</p> <p><b>【その他】</b>            遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	税務署に提出します。
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	警察署
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店
月極で駐輪場を利用している	<input type="checkbox"/>	各契約会社	
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者移転(相続)登記など	宇都宮地方法務局 日光支局
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>		各契約会社
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
NHK受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しくださいと手続きが進めやすくなります。

## 相続に関する手続きチェックリスト

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/> 遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

## 家系図（3親等内の親族）

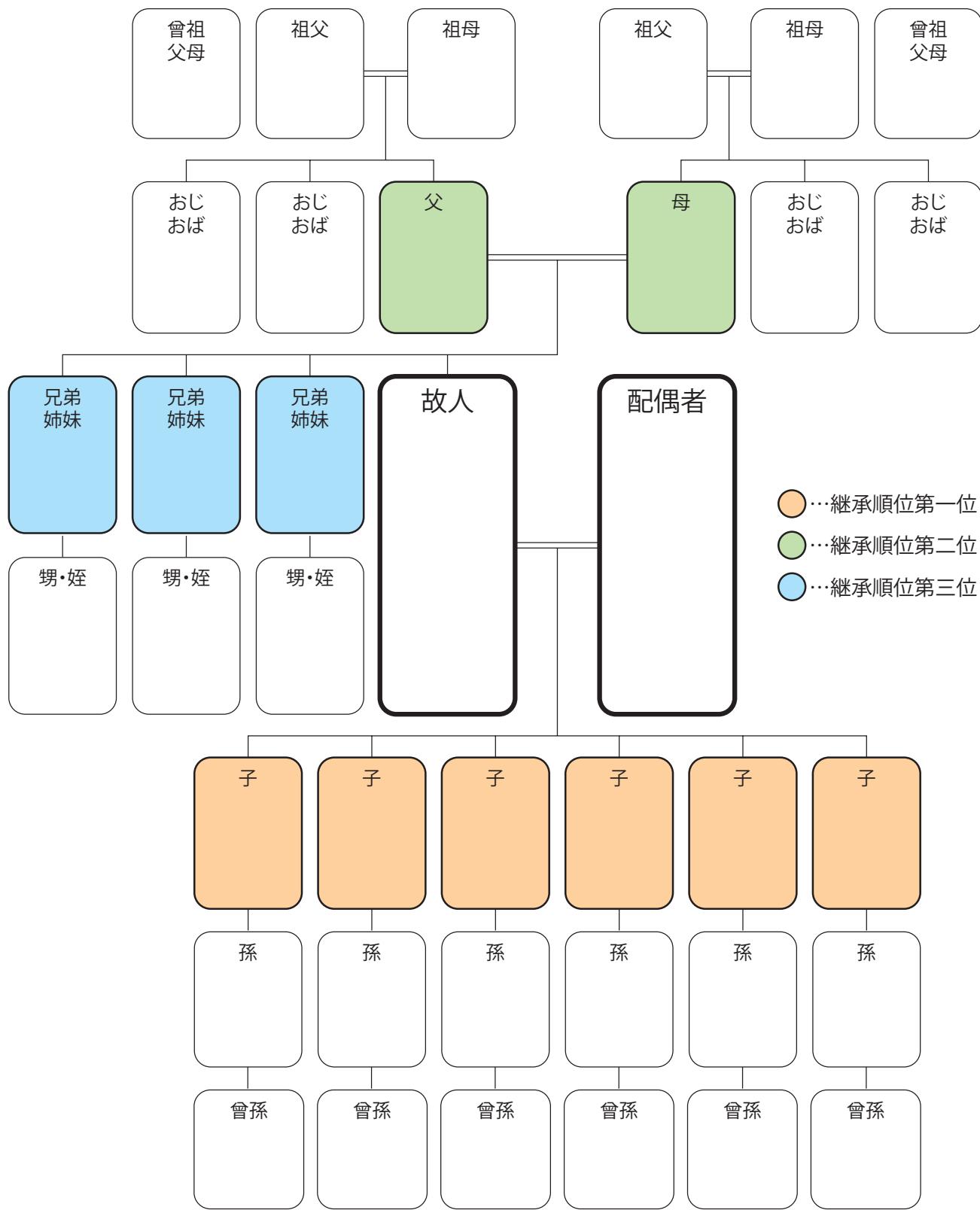
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

令和6年  
4月1日から

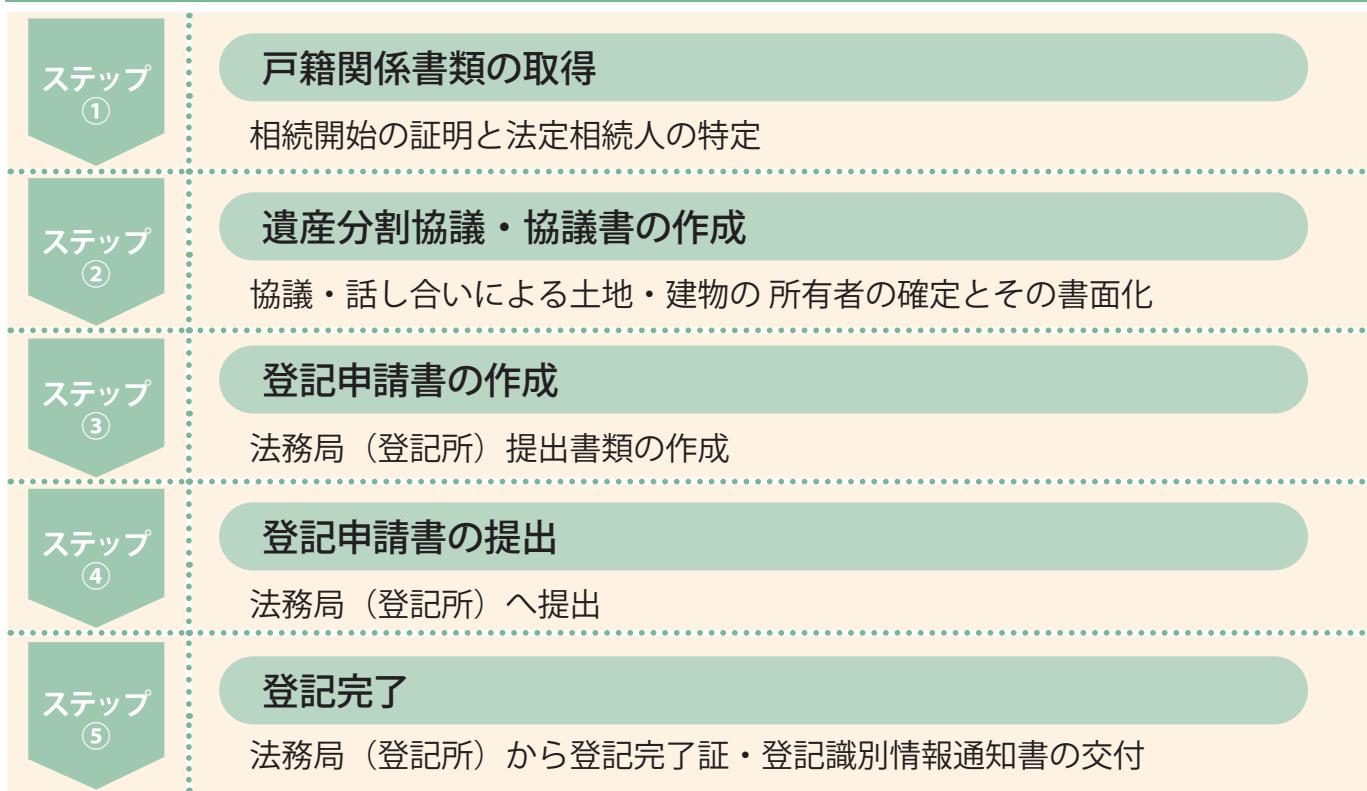
# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**  
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**  
**反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、  
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。  
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願ひいたします。  
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

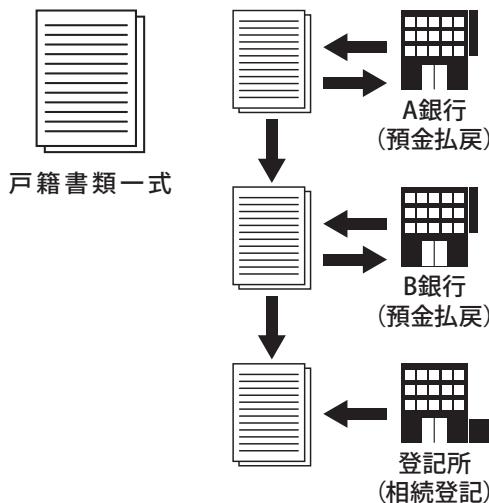
## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

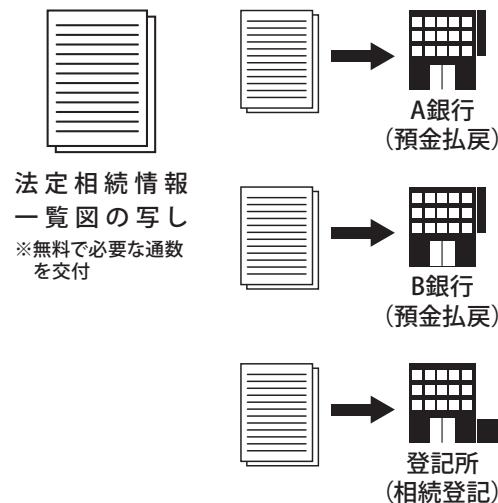
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



#### ③利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

MEMO

# 相続の手配はお済みですか？

大切なお手続き 塩浜会計事務所にお任せください

## 相続の申告



どんな資料を集めればいいんだろう？

相続税をいつまでにいくら払えばいいの？

## 各種お手続き



誰に何を相談すればいいかわからない…

手続きにはいくら必要な？

すべて当事務所で完結できます！（一部、他士業との連携あり）

初回相談無料 ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎ 028-639-1176

受付時間 8:15～17:15  
(土日祝日を除く)

創業  
38年

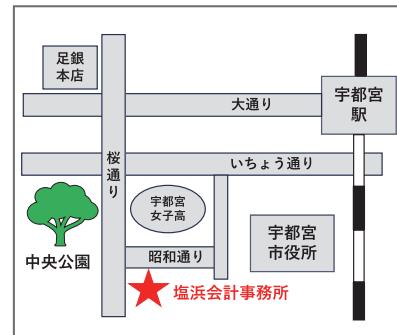
塩浜会計事務所

税理士・特定行政書士 塩浜 茂夫  
税理士 塩浜 香保里

所属会：関東信越税理士会 宇都宮支部

宇都宮市幸町3-1 金田ビル2F

🌐 <https://www.shiohamakaikei.com/>



# 司法書士は 相続手続きの専門家です

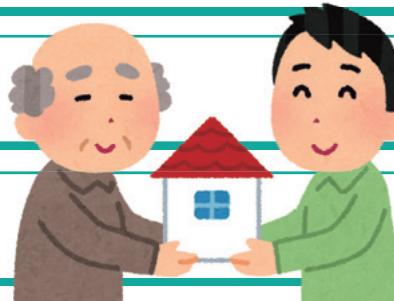
相続手続きは着手までの時間を置けば置くほど面倒になります。  
できる限り早めの対応をおすすめします。

相続手続きの中でも特に面倒な以下の手続きは  
日光市出身の司法書士が運営している当事務所におまかせください。

## 土地・一戸建て・マンション・駐車場等の名義変更

## 預貯金の名義変更

## 株券・証券の名義変更



## 手続きに必要な戸籍謄本等の取り寄せ

当事務所は「出張」相談対応が可能です。お客様のご自宅にお伺いしてお話を聞きすることもできます。出張・相談・見積もりはすべて無料です。お気軽にお問い合わせください。

ご相談内容に応じ、他の専門家との連携が必要なときは 信頼できる専門家をご紹介、お取次ぎをいたします。紹介料は無料です。

■主な連携専門家■ 弁護士・税理士・行政書士 など

## 石川司法書士事務所

TEL:028-612-5515 FAX:028-612-5588

〒320-0049 宇都宮市一ノ沢町285-28 メゾン一の沢101

<https://www.srs-ishikawa.com/>

所属：栃木県司法書士会



ホームページ

# 女士 さぽーとネット

こんなことでお困りでは  
ありませんか？

遺品

年金

土地

預貯金

遺産

税金

# 相続相談 女性士業が対応

こんなお悩みございませんか？

- 誰に相談してよいか分からぬ
- 男性士業に相談するのは勇気がいる
- 女性同士で相談したい

## 税理士法人アミック&パートナーズ あすなろ事務所

お気軽にお問い合わせください。

028-674-3387

営業時間：【平日】8時30分～17時30分（12時～13時は除く）

税理士 恩田 佳枝

〒321-0406 栃木県宇都宮市金田町638番地5  
<https://yoshie-tax-office.tkcnf.com/>  
E-mail:yoshie-onda@tkcnf.or.jp

## 相続のこと…お困りではありますか？

どうしたらいいの？



遺言書

相続  
手続遺産分割  
協議書

相談して一安心



「私に遺言書は必要なの？」「戸籍を集めたり、預金解約する時間がない」「遺産分割協議書の作成が不安だわ」

何回でも、何時間でも…相談は無料

日光市内は無料出張対応中。お気軽にお電話ください！

028-612-2438

行政書士 宇都宮グローカル法務事務所

《住所》宇都宮市錦2-7-2 ポケットオフィスNISHIKI C号室  
《営業時間》年中無休／10:00～19:00（※予約制となります）

行政書士 庄司 浩之



# 活かせる保険があります

## 終活・葬儀費用に

人生の最終章を豊かにする準備、  
はじめませんか？



### 葬儀保険「千の風」のおすすめポイント

1  
Point

最高100歳まで保障

**85歳10ヶ月  
まで申込可能!!**

2  
Point

すぐに使って安心  
**保険金の迅速な  
お支払い\***

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます

3  
Point

加入審査も

**告知だけ  
の簡単手続き!!**

4  
Point

お金の

**使途は自由**

もちろん、ご家族の生活費などにも  
ご利用いただけます

\*弊社に完備書類到着後、最短翌営業日に保険金をお支払いたします(当社実績に基づきます)

保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々 **2,500円** で **100万円  
保障**

その他50万円・80万円 プランもご用意!

《引受少額短期保険業者》



所在地：812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号  
電話：092-474-4444  
登録番号：福岡財務支局長(少額短期保険)第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



**0120-444-000**

[受付時間] 平日10:00～17:00



▲Webでの  
お申し込みは  
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金・解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。

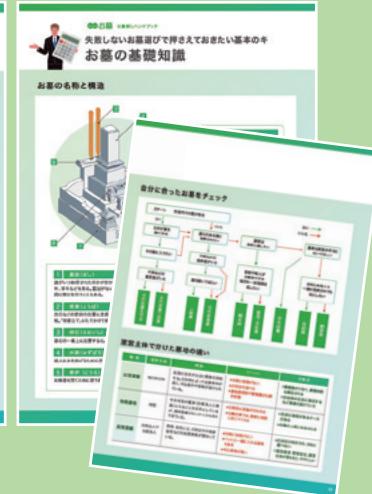
当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少短-資料-2507-001

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ！

# 後悔しないための お墓探しハンドブック

「いいお墓」は、2003年のサービス開始から20年以上に渡り、全国の墓地・霊園情報やお客様の口コミを掲載しているお墓探しのポータルサイトです。「いいお墓」の豊富なデータがわかりやすくまとめた、お墓探しのためのハンドブックを無料でお届けします。



## 【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方
- ・お墓の種類と費用相場
- ・お墓購入の流れ
- ・購入者の体験談 など

全20ページ  
フルカラー

※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。

お電話もしくはWEBからのお問合せで  
もれなく全員無料でもらえます！

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒に届けします～

📞
通話料無料  
電話で  
資料請求

**0120-626-213**

いいお墓お客様センター 受付時間:9時~16時(年中無休)

📱
24時間いつでも受付  
WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック 検索

※一世帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報を伝えください。  
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様のご自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配達いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書 東証プライム上場 証券コード:6184 が運営しています。

〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 <https://www.kamakura-net.co.jp/>

発 行 日光市役所  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発 行 年 2025年12月

